

第5章

計画各論

第5章 計画各論

基本施策1 生きがいと健康づくりの推進



いきいきとした生活を送るうえで、健康な心身を保ち、打ち込める趣味や地域活動等があることは、非常に大切なことです。

高齢者は定年退職や大切な人との離別等を経験し、社会とのつながりが希薄となる傾向があります。中には、自宅にこもりきりになることで身体機能や認知機能等が急激に低下し、介護が必要な状態となる人もいます。そのため、地域活動等、社会の一員として活動する機会に参加し、社会とのつながりを持ち続けることが重要となります。また、これらの機会において友人や地域住民等との良好な関係を構築することは、将来困った時に支援や相談につながりやすくなるというメリットもあります。

さらに、このような活動を行うためには、心身が健康であることが大前提です。加齢による心身の不調は多くの人を経験することから、高齢者一人ひとりが日々自分の健康状態を正しく把握し、どのような活動をどのくらいの程度・頻度で行うことが適切かを判断できることが、活動を長期間継続するための秘訣と言えます。また、定期的に健康診査や検診等を受診したり、適度な運動を日々の習慣として取り入れたりする等、積極的な健康づくりに努める必要もあります。

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいを感じるための各種講座やイベント、社会とのつながりを維持する就労等に関する事業を行います。

① 千本プラザの運営		＜長寿福祉課＞
事業内容	千本プラザを指定管理制度にて運営し、季節ごとの各種イベント、趣味の教室、世代交流事業、展示事業を実施します。	
取組方針	高齢者のニーズを把握し、イベントや講座の内容を随時見直しながら運営していきます。	

② 生涯学習の推進		＜生涯学習課＞
事業内容	65歳以上の高齢者を対象に、高齢者学級（万年青大学5学級と寿大学16学級）を開設し、高齢者の生き方、健康と食事、体操、歴史等の幅広いテーマで毎月1回の講座等を実施します。	
取組方針	高齢者が安心して楽しく受講できる体制を維持するとともに、わかりやすくより魅力的な講座を提供することで、学級生数の確保に努めます。	

③ 敬老行事の実施		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、敬老の日に合わせて敬老行事を開催するとともに、節目の年齢の高齢者に祝金・祝品を贈呈します。	
取組方針	社会情勢の変化や敬老対象者の増加を踏まえ、今後の敬老行事のあり方を検討しながら、実施していきます。	

④ 老人クラブへの支援		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者による自主的な社会奉仕活動やスポーツ・趣味の活動を実施している地域の老人クラブ及び沼津市老人クラブ連合会の活動を支援します。また、地域の高齢者の交流の場として老人クラブや自治会等が設置する「老人つどいの家」の整備に対し、支援を行います。	
取組方針	高齢者が地域社会で交流・活動できるよう、沼津市老人クラブ連合会への運営支援を行うとともに、老人つどいの家の整備支援を行っていきます。	



趣味の教室



沼津市老人クラブ連合会

⑤ ねんりんピック出場者への支援		<長寿福祉課>
事業内容	高齢者が生きがいをもち、健康に社会活動ができるよう、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者を激励し、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを支援します。	
取組方針	支援を継続していきます。	

⑥ 就労への支援		<長寿福祉課>
事業内容	高齢者就業センターを指定管理制度にて運営し、就業に必要な情報収集及び提供を行うとともに、就業・社会参加等に係る講座や講習会を実施します。また、沼津市シルバー人材センターの事業運営を支援します。	
取組方針	高齢者就業センターを運営するとともに、沼津市シルバー人材センターへの支援を継続していきます。	

⑦ 沼津しごと応援事業 【新規】		<商工振興課>
事業内容	市内企業における多様な働き方の推進を支援するため、多様な人材活用を目的としたセミナーを開催するとともに、企業とのマッチングを目的とした面接会を開催します。	
取組方針	参加企業の増加を図り、高齢者の就労における選択肢を増やすことに努めます。	



**高齢者就業センター
シニア向けパソコン中級講習会**



**沼津しごと応援事業
高齢者向け面接会**

(2) 健康づくりの推進

すべての人の生活の基本となる健康を維持・増進できるよう、健康体力づくりや病気の早期発見、予防接種、オーラルフレイル予防等に関する事業を行います。

① 各種スポーツ教室の開催		＜ウイズスポーツ課＞
事業内容	市民の健康体力づくりを目的に、地区センター等を会場とする地域体力づくり教室や短期講座を実施します。	
取組方針	新たな市場を開拓し、市民の運動実施率の向上を図るため、運動を始めるきっかけづくりとなるような取り組みやすい教室・講座の充実を図ります。	



地域体力づくり教室

② 健康診査の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき、年に1度健康診査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査：40歳以上の国民健康保険加入者 ・特定保健指導：特定健康診査受診者でメタボリックシンドローム該当者 ・健康診査：後期高齢者医療制度加入者等 	
取組方針	「国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「静岡県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画」に沿って、目標値達成に向けて、高齢者の健康づくり推進に取り組めます。	

③ 各種がん検診の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	<p>健康増進法に基づき、早期発見・早期治療のため、年に1度、がん等の検診を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診：35歳以上の人 ・肺がん検診：40歳以上の人 ・大腸がん検診：40歳以上の人 ・子宮頸がん検診：20歳以上の女性 ・乳がん検診：40歳以上の女性(2年に1回) ・前立腺がん検診：50歳以上の男性 ・肝炎ウイルス検診：40歳以上で過去に受けたことがない人 	
取組方針	<p>国の指針及びがん対策推進基本計画に沿って、がん検診の実施及び精度管理向上に努めます。</p>	
④ 予防接種の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	<p>予防接種法により、65歳以上または60歳以上65歳未満の特定の疾患により日常生活に障がいのある人に対するインフルエンザ予防接種を実施するほか、高齢者肺炎球菌予防接種の費用の一部を助成します。</p>	
取組方針	<p>予防接種法に基づき、事業を継続します。</p>	
⑤ 歯の健康づくりへの取組		＜健康づくり課＞
事業内容	<p>20歳以上の市民を対象に歯周病検診を実施します。また、出前講座や地域での講座の開催により、オーラルフレイル予防の普及啓発を行います。</p>	
取組方針	<p>「沼津市歯科口腔保健計画」に沿って、目標値達成に向けて、高齢者の歯と口腔の健康づくり推進に取り組めます。</p>	

基本施策2 安心して暮らせるまちづくり



日々の生活を構成する要素は数多くありますが、その中でも安心して暮らすことができる環境が整っていることは、多くの人にとって重要なことです。特に、高齢者は加齢による身体機能や認知機能等の低下を実感することで、少しずつできないことが増えていくことへの不安を抱えている人や将来の生活への不安を抱えている人が多くいます。行政としてこのような不安の解消に努めることが、安心して暮らすことができる環境への第一歩と考えます。具体的な取組としては、増加傾向にある高齢者のみの世帯への支援をはじめ、家族介護者への支援や高齢者向け住まいの確保、ユニバーサルデザインの推進、移動手段の確保等、高齢者の生活を支える取組を幅広く行っていきます。

また、高齢者が被害に遭いやすい詐欺等の犯罪や交通事故、災害等に対しても、日頃から防犯・防災の取組を行うことで高齢者の意識向上を図り、高齢者の被害を最小限に留める必要があります。他にも、不当な契約や虐待等、高齢者の権利が侵害される事例が全国的にみられることから、生涯を通じて一人の人間としての権利が守られる体制を整えていかなければなりません。

(1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、在宅生活の支援に関する事業を行います。

① 市特別給付		<介護保険課>
事業内容	市独自に保険利用できるようにした次のサービスを実施します。 ア 生活援助見守り型配食サービス イ 生活援助見守り型訪問介護サービス（見守り、外出支援） ウ 住宅改修上乘せ エ 紙おむつ等介護用品支給サービス（地域支援事業から移行）	
取組方針	アについては、物価高騰などの厳しい社会情勢の中、本事業の持続可能性を確保するため、令和6年度からは、見直しを行った単価と低所得者層の負担増とならない利用者負担額で実施するとともに、利用者負担のあり方については、引き続き見直しの検討を進めていきます。 エについては、平成27年度以降は原則として地域支援事業における任意事業の対象外であるため、市特別給付に移行して引き続き実施するものとします。	

※指標については、介護保険の給付となりますので、87ページに介護保険サービス量の見込みとして記載しています。

② 在宅高齢者世帯等への支援		＜介護保険課・クリーンセンター収集課＞
事業内容	ア 配食サービス	要支援・要介護認定を受けていない調理困難な高齢者世帯等を対象として、食事サービスを提供するとともに、安否確認を行います。
	イ 在宅生活支援用具購入等の支援	一定の要件を満たした単身高齢者等を対象に、電磁調理器や防災警報器の購入等に対して、支援を行います。
	ウ 重度要介護者通院支援事業	要介護4または5で、ストレッチャー対応により大型車での移動を要する人を対象に、通院時の居宅と医療機関との間の送迎を支援します。
	エ 家族介護者慰労事業	要介護3以上の高齢者を在宅で、介護保険サービスを利用せずに介護している同居の家族を対象に慰労金を支給します。
	オ 高齢者世帯の粗大ごみ収集	70歳以上の高齢者のみの世帯を対象として、大型家具等の粗大ごみの収集を実施します。
取組方針	<p>アについては、物価高騰などの厳しい社会情勢の中、本事業の持続可能性を確保するため、令和6年度からは、見直しを行った単価と低所得者層の負担増とならない利用者負担額で実施するとともに、利用者負担のあり方については、引き続き見直しの検討を進めていきます。</p> <p>その他の事業については、在宅で暮らしている高齢者やその家族の実情等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。</p>	

指標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	人	282	330	340	340	340	340
在宅生活支援用具購入等の支援	件	0	2	1	2	2	2
重度要介護者通院支援事業	回	40.5	36	35	33	33	33
家族介護者慰労事業	人	2	2	2	2	2	2

③ 介護マークの普及・促進		＜介護保険課・長寿福祉課・障がい福祉課＞	
事業内容	介護している人が、周囲の人に介護中であることを知ってもらうために、県が作成した介護マークを配布するとともに、その活用促進を実施します。		
取組方針	介護マーク利用者を増加させ、周囲の認知度を上昇させるよう、ポスターやチラシ等で周知していきます。		

指 標	単 位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護マーク配布数	枚	6	10	10	10	10	10



介護マーク

④ 利用者負担の軽減		＜介護保険課＞	
事業内容	低所得者層を対象に次の事業を実施します。 ア 介護保険施設を利用する際の居住費や食費の負担軽減 イ 介護保険料の減免 ウ 災害等による保険料や利用者負担の軽減		
取組方針	制度改正等を注視しながら、低所得者層の負担を軽減する事業を実施します。		

(2) 住まいの確保と生活環境の整備

高齢者の自宅が安心して暮らせる場となるよう、また、外出時に不便と感ずることがないよう、住まいやユニバーサルデザイン、移動手段等に関する事業を行います。

① 高齢者等に対する賃貸住宅の確保 ＜住宅政策課・長寿福祉課＞	
事業内容	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」等に基づく情報提供や静岡県居住支援協議会への参加を通じ、高齢者等に対する賃貸住宅の確保に努めます。 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況について、県と情報共有を図りながら、適切な助言・指導を行うとともに、開設後の運営状況については、老人福祉法の目的を実現できるよう、法令及び指針に基づき適切に指導等を行います。
取組方針	指導等を行うとともに、需給バランスについての把握を行っていきます。

② 高齢者向け住宅設置に対する支援 ＜住宅政策課・市街地整備課＞	
事業内容	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助します。 高齢者等に対応する住宅の設置を行う事業者等への支援を検討します。
取組方針	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助し、高齢者が安心して居住できる住宅の確保を支援します。 市街地再開発事業が進展する中、高齢者等居住人口の拡大を目指します。

③ 家具転倒防止事業 ＜危機管理課＞	
事業内容	地震で家具が転倒することによる直接的な被害の軽減や、逃げ遅れを防ぐための家庭内の対策として、特に配慮が必要となる高齢者、障がいのある人を含む世帯等に対し、金具代も含めた家具の無料固定を実施します。
取組方針	事業を継続していきます。

④ ユニバーサルデザインによるまちづくり ＜政策企画課・障がい福祉課＞	
事業内容	「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、性別や年齢、身体等の違いにかかわらず、様々な人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
取組方針	今後も「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、性別や年齢、身体等の違いにかかわらず、様々な人が暮らしやすいまちづくりを目指し、障がいのある人も等しく行政情報を得ることができるよう努めます。

⑤ 高齢者の移動手段の確保		＜まちづくり政策課・長寿福祉課＞
事業内容	<p>生活するために必要な通院や買い物が困難な高齢者のための支援として、生活支援コーディネーターや交通事業者を中心に多様な主体による移動手段を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主運行バス、地域内フィーダー系統による運行維持 ・ 多様なニーズに対応したタクシーの活用 ・ バリアフリー車両の導入推進 (ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入推進) 	
取組方針	<p>地域の実情に合わせた移動支援の方法について検討を重ねていきます。</p>	



ノンステップバス（バリアフリー車両）

出典：バリアフリー整備ガイドライン（国土交通省）

（3）安全・安心対策の推進

高齢者が心穏やかに生活を送ることができるよう、犯罪被害の防止や交通事故の予防、災害時や緊急時における高齢者の支援等に関する事業を行います。

① 犯罪被害の防止		＜生活安心課＞
事業内容	<p>振込め詐欺等の特殊詐欺や悪質な勧誘等、電話を介した詐欺被害が多発しており、被害の未然防止のため、悪質電話対策機器の利用を促進します。また、地区自治会において設置するLED防犯灯や放送施設の設置及び維持管理を支援します。</p>	
取組方針	<p>高齢者やその家族が実施する特殊詐欺対策や地域ぐるみで実施する地域防犯活動への支援や啓発に取り組んでいきます。</p>	

② 交通安全の推進		<生活安心課>
事業内容	高齢運転者による事故防止を図るため、有効期間内の運転免許証を自主返納した 65 歳以上の市民を対象に、市内協力事業者で利用できるバス・タクシー利用券 5,000 円分（100 円券×50 枚）を交付します。	
取組方針	高齢運転者に起因する事故の防止対策として、運転免許の自主返納支援を継続するとともに、交通事故防止に寄与する安全運転支援装置搭載自動車の普及に向けた情報提供に取り組んでいきます。	

③ 感染症予防対策		<健康づくり課>
事業内容	感染症予防対策を実施するため、関係法令等に基づき、情報収集や情報提供を行います。	
取組方針	関係法令等に基づき、国や県が発信する情報の収集や情報提供に努めます。	

④ 災害時の支援と感染症流行時の支援		<福祉企画課・危機管理課・健康づくり課・長寿福祉課>
事業内容	<p>「災害時要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や要介護者の支援体制の整備、福祉避難所等との連携についての取組を進めます。また、様々な訓練や研修会への職員派遣など、地域支援を行うとともに、危機管理情報の取得手段として、本市からの避難情報等を事前登録した電話番号に発信する「自動架電システム」や同報無線の難聴・聞き逃しに対応するため、48 時間前までの放送内容を確認できる「自動応答システムダイヤル」等について普及啓発を図ります。</p> <p>介護事業所に対しては、風水害等に備えるため、避難確保計画の策定や訓練の実施を指導するとともに、地域包括支援センター等が地域と協働し、防災や感染症予防について周知・啓発を行います。</p> <p>情報収集や情報提供を行うとともに、災害等発生時には、地域と連携し、必要な物資等の支援・応援体制を構築します。</p>	
取組方針	<p>継続して、「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、個別避難計画の作成を市域に段階的に展開していきます。</p> <p>また、関係法令等に基づき、国や県が発信する情報の収集や情報提供に努め、風水害を始めとした自然災害が起こったとしても、要支援・要介護者に対する支援を継続できるよう、取り組んでいきます。</p>	

(4) 尊厳ある暮らしの確保

認知機能や判断機能が低下したとしても高齢者一人ひとりの尊厳や権利が侵害されないよう、消費者問題・権利問題や虐待防止、緊急時の住まい等に関する事業を行います。

① 消費生活相談の実施・消費者被害への対応		＜生活安心課・長寿福祉課＞
事業内容	消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身につけられるよう、出前講座による消費者教育や各種イベントでの啓発活動を実施します。また、消費者安全確保地域協議会を通じて地域包括支援センターと消費生活センターが連携し、消費被害の早期発見・早期対応に努めます。	
取組方針	高齢者の消費者トラブル及び特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として啓発活動を実施するとともに、高齢者からの消費生活相談に対してはよりわかりやすい説明を心掛けます。 チラシ配布だけでなく、高齢者サロン等の通いの場での啓発をより一層行い、消費者教育と早期予防・早期対応を実施していきます。	
② 成年後見制度の活用		＜福祉企画課・長寿福祉課＞
事業内容	成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見支援センターにおいて、市民に対して制度の周知を図るとともに、市民後見人の養成や活動支援を行います。判断能力が十分でない高齢者であって、日常生活を営むのに支障があると認められる者が、成年後見制度を利用する場合に、必要な支援を行います。	
取組方針	制度に関する周知や市民後見人の養成・活動支援を行います。 より多くの高齢者団体や介護関係職員に事業を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。	
③ 高齢者虐待への対応		＜長寿福祉課＞
事業内容	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等により高齢者虐待の防止に資する措置等を行います。また、沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、高齢者虐待の防止に関する普及啓発や関係機関相互の連絡調整などを協議し、高齢者の虐待防止及び早期発見、適切な支援の提供を目指して、関係機関の連携強化を図ります。	
取組方針	虐待の早期発見や予防のための取組を進めていきます。	
④ 養護老人ホームへの入所措置		＜長寿福祉課＞
事業内容	老人福祉法第11条により、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所委託します。	
取組方針	今後も同様に実施します。	

基本施策3 地域における支援体制の整備



高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域での生活を継続するためには、地域における地域包括ケアシステムが構築され、地域の状況に応じた充実が図られている必要があります。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が地域において一体的に提供される体制のことで、高齢化の進行に伴い全国的に推進されている施策です。地域包括ケアシステムが充実することで、高齢者は住み慣れた地域で切れ目のない支援を受け続けることができるようになります。

この地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っているのは、高齢者の総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の機能を持つ地域包括支援センターです。また、属性や世代を超えて相談できる包括的相談支援事業の介護分野の相談も受けつける等、高齢者に関わる事柄に広く対応している地域包括支援センターの機能は更なる拡充が求められています。

他にも、高齢者の支援体制の整備や高齢者を日常的に見守る地域ネットワーク、認知症の人の徘徊への対応等、地域のあらゆる主体による協力体制や地域における高齢者の支援体制の充実が求められています。



相談風景



協議体

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターがより充実するよう、情報共有や関係機関との連携、地域ケア会議・運営協議会等に関する事業を行います。

① 基幹型地域包括支援センターの運営		＜長寿福祉課＞
事業内容	市内 10 か所ある地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、後方支援や総合調整機能を担います。また、高齢者総合相談窓口及び 8050 問題 ^{※1} やヤングケアラー ^{※2} などの様々な課題に合わせた庁舎内、関係機関との連携体制を構築します。	
取組方針	地域包括ケアシステムをより発展させていくために、各地域包括支援センターから情報収集をするとともに、関係機関との連携を図りながら、医療、介護、福祉、生活支援等の様々な資源とネットワークの充実を図ります。また、個別ケースが抱える問題が多様化していることから、地域包括支援センター全体のスキルアップを目指します。	

② 地域包括支援センターの運営		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。	
取組方針	高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、「総合相談」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防」の4つの事業を通じ、地域包括ケアを推進していきます。	

指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談件数	件	4,719	4,662	4,700	4,800	5,000	5,200
うち 基幹型件数	件	492	432	500	500	520	550

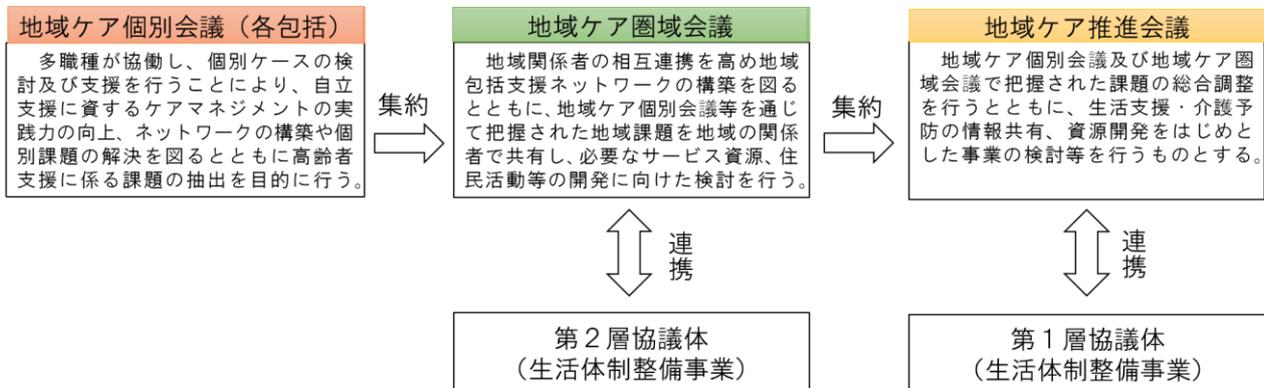
指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護相談件数	件	109	95	100	110	120	125
うち 基幹型件数	件	47	52	50	50	50	50

※1 8050問題 : 80代の親が自立していない50代の子どもの生活を支えることにより、経済的・身体的・精神的な負担を抱えている状態のことです。

※2 ヤングケアラー : 大人が担うことと考えられる家事や育児、介護等を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

③ 地域ケア会議の実施		<長寿福祉課>
事業内容	支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアを推進していきます。	
取組方針	地域包括ケアシステムの更なる発展と高齢者個人に対する支援の充実のために地域ケア会議を活用していきます。また、地域関係者等に向け、地域ケア会議の理解促進のための取組を実施していきます。	

<沼津市における地域ケア会議の体系>



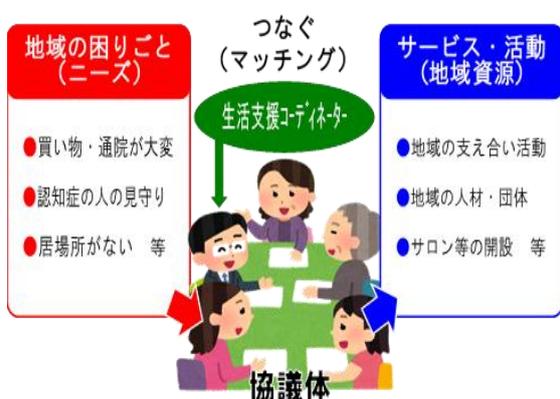
指標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	回	58	57	60	60	65	70
地域ケア圏域会議	回	23	22	30	30	35	40
地域ケア推進会議	回	2	1	2	2	2	2

④ 地域包括支援センター運営協議会の開催		<長寿福祉課>
事業内容	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するため、医師をはじめとする医療関係者、介護サービス事業者、家族介護者、自治会、民生委員、有識者等により運営協議会を設置します。 運営協議会では、地域包括支援センターの設置や変更に関する事項、包括的支援事業の実施に関する事項等について協議します。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

(2) 生活支援体制の整備

高齢者の生活を支援するために必要な体制が整備されるよう、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置、サービス提供者の拡充等に関する事業を行います。

① 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	地域において介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすために、「生活支援コーディネーター」を配置します。また、生活支援コーディネーターと関係団体等の構成員が参画し、支え合いの地域づくりのための話し合いの場である「協議体」を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。
取組方針	地域におけるニーズの把握に努め、支え合いの地域づくりを進めます。



生活支援コーディネーターの役割 (イメージ)



高齢者スマホ講座

② 在宅生活応援サービス提供者の拡充 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者に対するやさしい取組や高齢者の生活の支えとなる取組（配食、宅配、清掃等）の提供者を「在宅生活応援サービス提供者」として登録します。
取組方針	地域の高齢者が買い物に困っているから何とかして欲しいという声に対して、電話スーパーや移動販売等の民間事業者によるサービス提供の拡充に努めます。

指標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規登録数	件	0	0	1	1	1	1
登録累計数	件	5	5	6	7	8	9

(3) 見守り体制の推進

地域で高齢者を見守り、必要な時に手を差し伸べることができるよう、地域の店舗や事業所等との連携や認知症の人の徘徊行動への対応等に関する事業を行います。

① 高齢者あんしんサポート店の拡充		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者や認知症の人に対して、やさしい店づくりや身の回りのちょっとしたサービスを積極的に行っている事業所や商店等を「高齢者あんしんサポート店」として登録します。	
取組方針	企業や事業所等の認知症サポーター養成講座の際に、高齢者あんしんサポート店登録を推奨して協力店舗を増やし、より一層高齢者や認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	



高齢者あんしんサポート店
登録店舗ステッカー

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計登録数	件	93	96	100	101	102	103

② 高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者の居宅を訪問する機会の多い事業所や商店等を、業務や活動等を通じて訪問する高齢者を見守り、異変を発見した際は、市や地域包括支援センターに連絡する「高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所」として登録します。	
取組方針	貢献していただいた際は、感謝状等の授与を行い、その都度メディアに取り上げ、より多くの人に認知されることで、より一層高齢者や認知症の人々が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計登録数	件	37	38	40	41	42	43

③ 見守り活動の連携の促進 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	自発的な声かけ等による見守りや災害時の安否確認等の地域活動に対し、関係機関との連携の促進や情報共有を行います。
取組方針	見守り体制の構築・推進に向け関係機関との連携が図れるよう、取り組みます。

④ 徘徊高齢者探索サービスの提供 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	徘徊行動により行方不明となった高齢者の探索を容易にする位置探索サービスの活用を支援します。
取組方針	徘徊の可能性のある高齢者や家族には、地域包括支援センターと連携しながら必要な見守り事業を提案していきます。

⑤ 認知症高齢者見守りシールの普及 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	徘徊行動により身元不明となった高齢者を発見し保護した方と、高齢者の家族等が安否情報等をインターネット上で共有し、引き渡しを円滑に行うための見守りシールの普及を推進します。
取組方針	徘徊の可能性のある高齢者や家族には、地域包括支援センターと連携しながら必要な見守り事業を提案していきます。

認知症高齢者
見守りシールの見本



(4) 担い手となる人材の確保と育成

少子高齢化が進行する中、介護や支援を必要とする高齢者の日常生活を支えるために、従来の介護専門職による介護給付・予防給付のサービスだけでなく、高齢者の多様なニーズに応じた支援を行うため、総合事業、インフォーマルサービスなどを担う人材の育成を行います。また、学校における福祉教育や職業体験における介護職場との連携を図ることで、児童・生徒・教員・保護者等の介護職場に対する正しい理解促進を図ります。

主 な 施 策	掲載ページ
多様な主体によるサービスの提供体制の構築	66 ページ
介護ボランティアの育成	69 ページ
認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置	75 ページ
介護に携わる人材の確保・育成	94 ページ
介護の職場環境改善の推進	94 ページ

基本施策4 自立支援と介護予防及び重度化防止



加齢による身体機能や認知機能等の低下は、誰もが少なからず経験することです。しかし、その低下を軽度の状態で維持できるかどうかは、高齢者本人の努力によるところが大きいと言えます。一度介護を必要とする状態となってしまうと大幅な改善は見込めないことから、元気うち、または、身体機能等の低下が軽度のうちに、介護予防の取組を実践すること、そして、それを習慣づけることが重要です。

元気な高齢者の場合、将来自分が介護を必要とする状態になることを想像することは簡単ではないと思います。しかしながら、元気な高齢者でも一度の転倒・骨折で寝たきりとなる可能性があることを踏まえ、健康寿命（介護を必要としない期間）を延ばすことを目的に介護予防に取り組むことは、将来的に高齢者本人のメリットにつながります。また、介護予防の取組を通じて他者と関わることは、認知機能に良い影響を与えられと考えられています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で介護予防の取組に参加するにあたり適切な指導を受けられることができるよう、行政として様々な教室・講座の実施や専門職の派遣等に努めます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

身体機能等の低下がみられる高齢者が介護を必要とする状態となることを防げるよう、多様な主体による訪問・通所によるサービス等に関する事業を行います。

① 訪問型サービス		＜長寿福祉課＞
事業内容	支援を必要とする方々に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）による食事・入浴・排せつ等の身体介護や、洗濯・掃除等の生活援助を行う「訪問型サービス」を提供します。 また、状況を踏まえながら、事業者による訪問型サービスのみではなく、多様なサービスが利用できる支援策を検討します。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

② 通所型サービス		＜長寿福祉課＞
事業内容	支援を必要とする方々に対し、生活機能の向上のための機能訓練を行う「通所型サービス」を提供します。 また、利用者が主体的に介護予防の取組を実践できるよう、事業者による支援のほか、住民やボランティアが運営する通いの場の提供を支援します。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

③ 多様な主体によるサービスの提供体制の構築		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者への支援をより効果的・効率的に行うことができるよう、保健分野と介護分野の事業を一体的に行います。

① 保健事業と介護予防事業の連携	
＜国民健康保険課・健康づくり課・介護保険課・長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康的な生活ができるよう、フレイル等の高齢者の心身の多様な課題に応じたきめ細やかな支援を実現するために、健康課題に応じた保健事業と介護予防事業の一体的な取組を実施します。
取組方針	健診・医療・介護データの横断的な分析から、本市の高齢者が抱える健康課題を抽出し、関係各課及び関係機関と連携を図りながら、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせた事業を推進します。

(3) 一般介護予防事業

高齢者が元気なうちから介護予防に取り組み、健康寿命を延伸させることができるよう、フレイルチェックや介護予防教室等に関する事業を行います。

① フレイルチェック・予防	
＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者が早期に自身のフレイル状態（高齢による心身の活力が低下した状態）を自覚し、介護予防に取り組むことを目的にフレイルチェック及び専門職による講話を実施するとともに、フレイル予防啓発の担い手となるフレイルサポーターを養成します。
取組方針	地域包括支援センターの圏域ごとにフレイルチェックが実施できる体制を順次整備し、身近な地域でフレイル予防に取り組むことができるよう、普及啓発を図ります。

② 運動器の機能向上	
＜長寿福祉課＞	
事業内容	筋力の低下に起因する転倒や骨折による身体能力と意欲の低下を防止するため、習慣的な運動による介護予防を目的とした教室を開催します。 ・高齢者向け体操教室（筋力パワーアップ教室） ・ノルディックウォーキングイベント
取組方針	今後の開催にあたり、新規参加者の確保及び参加者の増加に向けて、開催方法や募集方法等を検討し、当該事業の普及を図ります。

指 標	単 位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者向け体操教室	人	182	176	150	150	150	150
ノルディックウォーキングイベント	人	69	90	70	120	120	120

③ 口腔機能の向上・栄養改善		＜長寿福祉課＞
事業内容	通いの場等において、専門職が、高齢期における栄養管理や口腔ケアに関する指導を実施します。	
取組方針	より多くの高齢者に講座を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔・栄養教育講座	人	63	150	130	150	160	170

④ 認知症の予防		＜長寿福祉課＞
事業内容	医師による講演会を開催し、認知症になりにくい生活習慣や基礎知識について啓発するとともに、認知症集団検査の実施や認知症予防教室の開催を行います。	
取組方針	より多くの高齢者に参加していただけるよう、周知啓発に努めます。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防講演会	人	48	57	65	120	120	120
認知症集団検査	人	48	56	63	60	60	60
認知症予防教室	人	208	136	155	420	420	420

⑤ 各地域における講座等の開催		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者団体からの依頼に基づく「出前講座」の開催や、各地域包括支援センターにおいて「地域介護予防教室」を開催します。	
取組方針	より多くの高齢者に講座を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	人	259	315	280	300	300	300
地域介護予防教室	人	3,044	5,036	6,000	6,500	6,550	6,600

⑥ 通いの場の構築支援		＜長寿福祉課＞
事業内容	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが自由に参加できる市内の拠点となる「通いの場」を整備します。	
取組方針	今まで行われてきた活動に加え、新規の活動内容を増やすことで、マンネリ化を防ぎ、更なる高齢者の参加を促します。	

指 標	単 位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場累計数	か所	129	127	127	128	129	130
認知症カフェ累計数	か所	17	18	19	19	19	20

⑦ 介護ボランティアの育成		＜長寿福祉課＞
事業内容	地域において介護予防活動の支え手となる介護予防ボランティアを養成します。	
取組方針	ボランティアの担い手とニーズがマッチングするよう、講座の実施方法や内容、ボランティアの活用等を検討します。	

指 標	単 位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セカンドライフ講座	人	33	45	50	55	60	65
健康体操サポーター養成講座	人	72	94	100	105	110	115
介護予防サポーター養成講座	人	24	44	50	55	60	65
ノルディックサポーター養成講座	人	41	188	200	210	220	230
介護予防ボランティア (登録者累計数)	人	251	349	400	420	440	460

(4) 地域リハビリテーション提供体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で介護予防や重度化予防の機会に参加できるよう、リハビリテーション専門職の派遣や専門職への意識啓発、専門職間の連携等に関する事業を行います。

① 地域リハビリテーション活動支援事業の実施		＜長寿福祉課＞
事業内容	市が実施する介護予防の取組や、高齢者サロン等の通いの場、サービス担当者会議等にリハビリテーション専門職を派遣します。	
取組方針	自立支援や介護予防の取組の機能強化を図るため、研修や地域ケア会議等への派遣依頼の確保が課題で、より多くの利用機会を提供するため、募集やPRの方法を工夫します。	

指 標	単 位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場累計数	回	4	7	5	8	9	10
	人(延)	89	211	221	230	240	250
介護職員等への研修	回	2	0	4	2	2	2
	人(延)	37	0	40	20	20	20
サービス担当者会議	回	1	0	2	1	1	1

② 専門職への意識啓発及び連携強化		＜長寿福祉課＞
事業内容	専門職（歯科衛生士・栄養士・リハビリ専門職）に向けた基礎研修会等の開催や関係機関が実施する事業に協力する等、専門職間の連携を強化します。	
取組方針	各関係機関における共通認識及び連携強化の機会を提供するため、周知及び案内を継続していきます。	

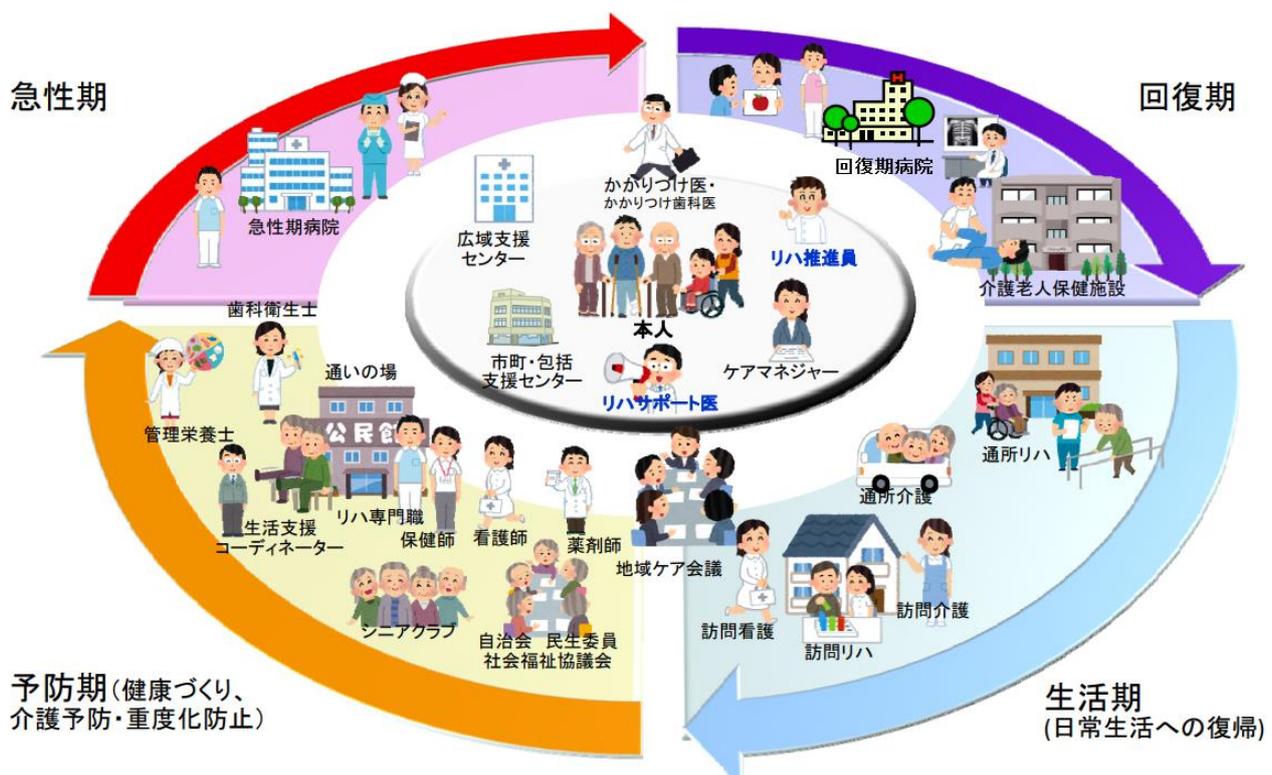
③ リハビリテーション指標の設定		＜長寿福祉課・介護保険課＞	
事業内容	介護サービスの提供実態を把握することを目的に、リハビリテーションを供給する介護サービス事業所数及びリハビリテーションサービス提供量の把握のための指標を設定します。		
取組方針	本人の状態に応じたりハビリテーションを利用しながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう、体制構築を図っていきます。		

指標	単位	実績		見込	第10次計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
事業所数 ※1	訪問リハビリテーション	か所	5	5	7	7	7	7
	通所リハビリテーション	か所	14	14	14	14	14	14
利用率 ※2	訪問リハビリテーション	%	1.00	1.14	1.21	1.23	1.26	1.25
		人	98	111	119	122	127	128
	通所リハビリテーション	%	11.22	11.23	10.96	10.97	10.99	11.01
		人	1,097	1,097	1,081	1,088	1,110	1,129

※1 事業所数：年度中に1回以上サービス提供の実績のある施設・事業所数

※2 利用率：月あたりの利用人数／要支援・要介護認定者数（各年度10月1日現在）

＜地域リハビリテーション提供体制のイメージ＞



基本施策5 在宅医療と介護連携の推進



高齢者人口が増加したことで、様々なニーズを持つ高齢者も増加しました。その中で、今後もニーズの高まりが見込まれているのが、医療と介護の両方を必要とするケースです。

これまでは、医療を必要とする高齢者は病院に入院し、回復が見込めない場合でも緩和ケア等を受けながら病院で最期を迎えることが当たり前でした。しかし、病院ではなく住み慣れた自宅で最期を迎えることを希望している高齢者は少なくないことから、高齢者本人や家族の希望に応じて自宅で療養することができる体制を充実する方向へと動き出しています。そこで重要となるのは、在宅医療と介護の連携です。

医療を必要とする高齢者は何らかの介護も必要としていることが多く、在宅生活を継続するとすると医療と介護の双方の担当者が自宅を訪問することになります。この時に、医療と介護の情報共有ができていれば、高齢者本人の状態を正確に判断でき、適切な対応をとることができます。また、家族介護者とのコミュニケーションを通じて得た情報を共有することで、速やかに必要な支援へとつなげることもできます。今後は在宅での看取り等のニーズも見据えた在宅医療と介護の連携強化はますます求められるようになります。

(1) 資源の把握と課題の抽出

地域における医療資源や介護資源を有効に活用できるよう、地域のニーズの把握や地域資源についての情報共有、医療・介護の連携における課題等に関する事業を行います。

① 地域の医療・介護の資源の把握		<長寿福祉課>
事業内容	地域の医療・介護サービスについての実態把握と分析を行うほか、地域資源マップや関係団体リストを作成し、医療・介護関係者や地域住民に対する医療・介護の資源に関する情報を共有します。	
取組方針	地域資源マップや関係団体リストを作成し、医療・介護関係者や地域住民に対する医療・介護の資源に関する情報の共有を図ります。あわせて、地域の医療・介護サービスについての実態把握と分析を行うために、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」等の活用や住民や医療・介護関係者が抱える課題やニーズの把握に努めます。	

② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討		<長寿福祉課>
事業内容	地域の医療・介護関係者や、地域住民からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」において、在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討します。	
取組方針	在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討します。	

(2) 在宅医療と介護の連携体制の推進

増加が見込まれている医療と介護の両方を必要とする高齢者のニーズに応えられるよう、在宅医療と介護の連携に必要な体制や関係者への研修等に関する事業を行います。

① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進		＜長寿福祉課＞
事業内容	基幹型地域包括支援センターを中心として、地域包括支援センターや地域の医療・介護関係者の協力を得ながら切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築します。医療・介護関係者の情報共有ツールのひとつとして、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア*かけはし）を導入し、活用方法を検討します。	
取組方針	多職種参加の研修会の開催等により、医療・介護関係者が連携できる体制づくりを進めます。	
② 在宅医療・介護連携に関する相談支援		＜長寿福祉課＞
事業内容	基幹型地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け、課題解決に向けた支援を行います。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	
③ 医療・介護関係者の研修		＜長寿福祉課＞
事業内容	医療・介護の専門職の連携を進めるにあたっての課題の解消や更なる連携強化のために研修等を行います。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	
④ 地域住民への普及啓発		＜長寿福祉課＞
事業内容	在宅医療・介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じ、地域住民への普及啓発を図ります。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

基本施策6 認知症施策の推進



認知症は、認知機能が低下して社会における生活に支障が出た状態のことを指し、高齢者が増加するにつれ認知症の人は増加傾向にあります。病気の性質上、他者とのコミュニケーションが難しくなり、状態が悪化するほど家族等の負担が重くなることも知られています。一方で、認知症の人にも感情や意思があり、不安や混乱の中で日々の生活を送っていることはあまり知られていません。

認知症の人が心理的に安定した生活を送るためには、住み慣れた地域で家族や地域の人に見守られながら、社会の一員としての自分の役割を果たすことができる環境を整えることが必要です。そのためには、地域が認知症についての理解を深め、より専門的な知識を習得することで、認知症の人を地域で支える基盤を構築することが大切です。また、認知症は早期発見・早期治療することで進行を遅らせることができる病気であることから、不安を感じた時に相談できる窓口の周知や専門医療機関との連携等にも努めます。さらに、負担が重くなりやすい家族介護者の支援を行うことで、認知症の人の地域での生活を支えていきます。

また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、今後、国や県の動向を注視し、施策に反映していきます。

【チームオレンジ活動の様子】



(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

認知症と診断されても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症サポーターや認知症に関する情報提供、当事者の意見収集等に関する事業を行います。

① 認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置		＜長寿福祉課＞
事業内容	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成を目指し、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会のほか、学校や職場等で認知症サポーター養成講座を開催します。 また、地域における「認知症サポーター」がチームを組むことで認知症やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の活動を支援します。	
取組方針	認知症の理解を深めるため、ICTを活用した情報発信や普及啓発を行い、認知症サポーターの養成やチームオレンジ活動の支援を行います。	

認知症サポーター・キャラバンのマーク

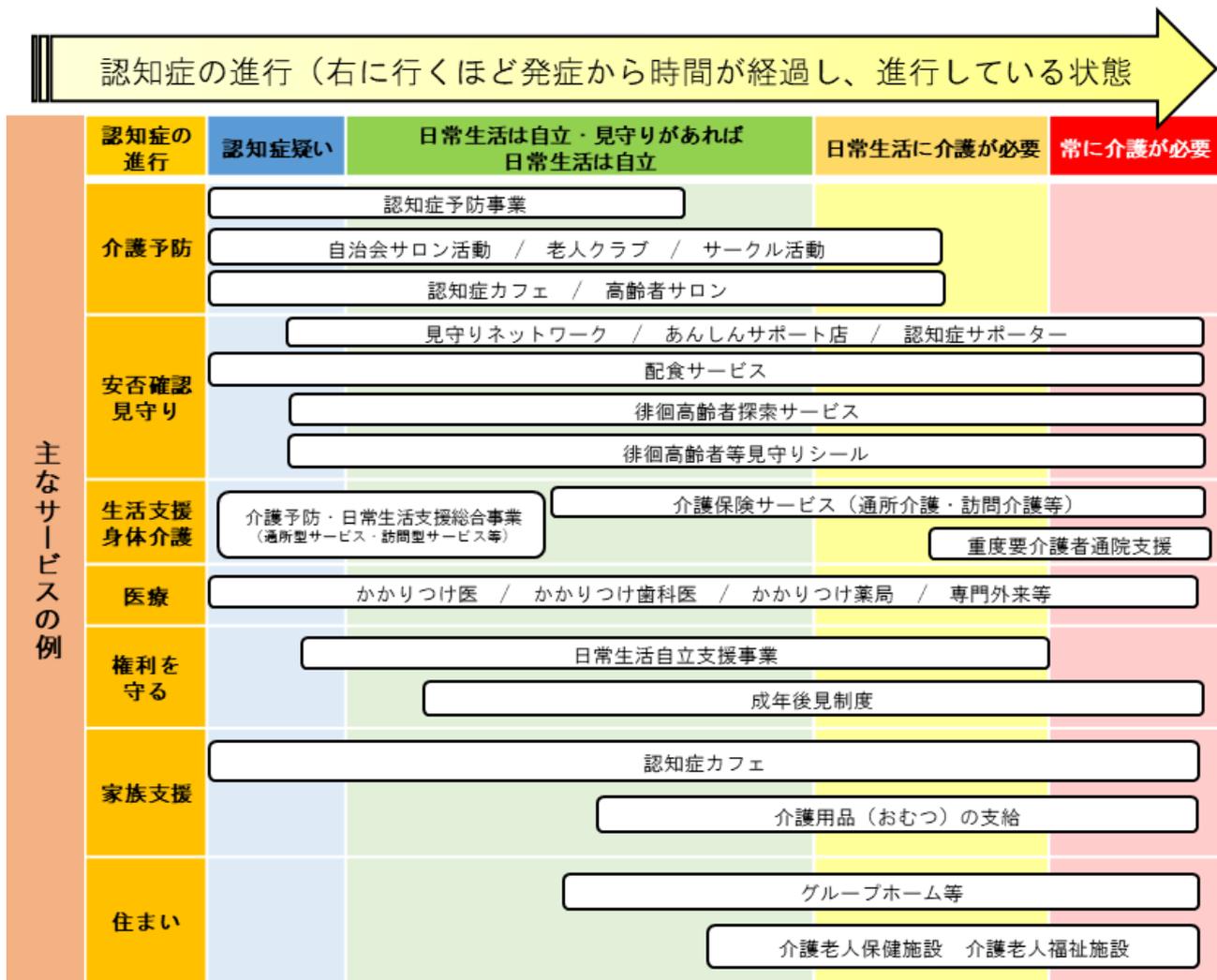
※認知症サポーター・キャラバンは、認知症の正しい理解の普及啓発を行う事業です。



指標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	回	43	47	50	50	50	50
認知症サポーター養成数	人	1,502	1,425	2,000	2,000	2,000	2,000
うち こどもサポーター養成数	人	753	722	1,000	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター累計数	人	27,644	29,069	31,069	33,069	35,069	37,069

② 相談先の周知 <長寿福祉課>	
事業内容	認知症ケアパスの利用等、認知症に関する基礎的な情報、相談先・受診先の利用方法等について、周知体制を整備するとともに、ICTを活用した情報発信に努めます。
取組方針	企業や事業所等の認知症サポーター養成講座の際に、認知症ケアパスの利用等を推奨するとともに、情報発信の協力店舗を増やし、より一層高齢者や認知症の人々が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

<認知症ケアパス概念図>



③ 認知症当事者からの発信支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症カフェ等の通いの場等を活用し、認知症当事者の意見を受け止め、把握するとともに、認知症当事者の意見を反映した認知症施策を企画・立案します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

④ 若年性認知症の人への支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員と県の若年性認知症支援コーディネーターとの広域的なネットワークづくりを促進します。
取組方針	若年性認知症の人が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ネットワークづくりに努めます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、効果的・効率的な支援や認知症の早期発見、関係者の資質向上、家族の負担軽減等に関する事業を行います。

① 認知症地域支援推進員の配置 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、容態の変化に応じ必要な医療・介護ネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うために「認知症地域支援推進員」を配置します。
取組方針	今後も増加が見込まれる認知症の人に対し、安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、環境整備や体制づくりを進めます。また、認知症理解に対する普及啓発についてはチームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）と連携して、事業を推進します。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の配置	人	11	11	10	10	10	10

② 認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、認知症疾患医療センター、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等地域の医療機関と地域包括支援センターとの日常的な連携を推進します。
取組方針	認知症初期集中支援チーム検討委員会は、認知症疾患医療センター、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の代表者が委員となり、認知症初期集中支援チームの活動に加え、認知症関連事業についても報告し意見をいただきます。本計画からは、本項目の内容を6(2)④へ含めて実施していきます。

③ 認知症初期集中支援チームの配置 <長寿福祉課>	
事業内容	認知症や認知症が疑われる方々に対し、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築するため、医療・介護専門職と専門医がチームとなり、包括的かつ集中的な初期支援を行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を配置します。
取組方針	今後も増加が見込まれる認知症の人を早期に必要な資源へつなげる体制づくりのために認知症初期集中支援チームを配置していきます。認知症の症状により医療・介護サービスを中断している方についても、早期の支援につながるよう、医療・介護関係者への周知を行っていきます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム配置数	か所	11	11	10	10	10	10
認知症初期集中支援チーム訪問件数	件	10	10	10	10	10	10

④ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催 <長寿福祉課>	
事業内容	認知症初期集中支援チームの活動を支援・推進するために「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置し、チームの活動が推進されるよう、検討を図るための会議を開催します。
取組方針	認知症初期集中支援チーム検討委員会は認知症疾患医療センター、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の代表者が委員となり、認知症初期集中支援チームの活動に加え、認知症関連事業についても報告し意見をいただきます。「6(2)②認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進」の内容を含めて、年間1回以上委員会の開催に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム検討委員会開催	回	2	2	2	2	2	2

⑤ 医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上の促進 <長寿福祉課>	
事業内容	認知症サポート医や関係団体の協力を得ながら、医療従事者や介護職員等に対する認知症対応力向上研修を開催します。
取組方針	研修の開催等により、認知症の人を尊重し尊厳を守るための啓発を行います。

⑥ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進		＜長寿福祉課＞
事業内容	企業に対し、認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症に対する理解を深める活動を実施するとともに、従業員の仕事と介護の両立に関する支援制度等の情報提供に努め、介護者が仕事と介護の両立で抱える負担軽減を図ることができる環境づくりを進めます。また、認知症介護に関する悩み等について、認知症カフェ等の気軽に相談できる集いの場を積極的に開催し、介護負担の軽減に努めます。	
取組方針	認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりにつながるよう、事業を進めていきます。	



出張相談会



小学生対象認知症サポーター養成講座



eスポーツ



高齢者サロン